

**【サービス利用料及び利用者負担】**

(1) 居宅介護支援については、法定代理受領サービスの場合には、利用者の負担はありません。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合、公共交通機関の利用の場合は、その交通費(実費)の支払いが必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートル20円で徴収します。

項目	算定方法	金額
居宅介護支援費 要介護1、2	一ヶ月につき	16,124円
居宅介護支援費 要介護3、4、5	一ヶ月につき	19,602円
初回加算	一ヶ月につき	3,210円
入院時情報連携加算Ⅰ	一回につき	2,675円
入院時情報連携加算Ⅱ	一回につき	2,140円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	一回につき	4,815円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	一回につき	6,420円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	一回につき	6,420円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	一回につき	8,025円
退院・退所加算(Ⅲ)	一回につき	9,630円
緊急時等居宅カンファレンス加算	一回につき	2,140円
通院時情報連携加算	一回につき	535円
ターミナルマネジメント加算	一回につき	4,280円

※介護支援事業所りんどうでは、特定事業所加算Ⅱの算定基準を満たしています

2024年4月1日